

## 紹介状をお持ちにならない患者さんへ

### 初診時保険外併用療養費改定のお知らせ

当院では、紹介状を持たない初診の患者さんには健康保険法等に基づき、初診時保険外併用療養費（選定療養費）として現在 2,100 円を加算して自己負担していただいておりますが、このたび組合議会において条例改正を行ない、料金改定をいたします。

改定日	平成26年 4月 1日
金額	2,160円（税込）

ただし、次の患者さんについては初診時保険外併用療養費をいたしません。

- ・他の医療機関等からの紹介状を持参された方
- ・緊急な診療を必要とされる方
- ・生活保護法による医療扶助の対象となる方
- ・特定の疾病又は障害により公費負担制度の受給対象となっている方

#### ◎「かかりつけ医」を持ちましょう！

当院は急性期病院の役割を担っています。

受診の際にはかかりつけ医からの紹介状をお持ちください。必要な検査や急性期の治療が終わりましたら、かかりつけ医への紹介を行なうこととなります。万一病状に変化が生じたときにはかかりつけ医と連携を取りながら状況に応じて適切な対応をとらせていただきます。

当院の役割をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。